

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

# WASTE TODAY

7月号  
2020

2020.07.28

発行者：株式会社リーテム

## ✓ 今月のテーマ 「改正排出フロン抑制法・廃棄現場の疑問」

本年4月1日に改正排出フロン抑制法が施行されて約4ヶ月が経ち、新しい法のルールに則った運用が定着しつつあります。フロン機器類の廃棄現場では、使用済みのフロン機器類を引き取る廃棄物業者やリサイクル業者の皆さまから悩みや疑問の声が聞こえています。今月はよくある疑問をご紹介します。



### 💬 フロン排出抑制法の主要な改正点

責務の当事者	改正点
管理者 (所有者) ※	【フロン機器類 使用時】 点検記録は機器を設置してから廃棄した後も3年間保存する。
	【フロン機器類 廃棄時】 <ul style="list-style-type: none"> <li>違反行為への直接罰の導入“間接罰→直接罰へ”（例：フロン回収を行わずに破棄する行為には即座に50万円以下の罰金）</li> <li>フロンガスの抜き取りを充填回収業者に依頼する時は、機器と一緒に回収依頼書（フロン工程管理票A票）を交付する。</li> <li>廃棄物/リサイクル業者に機器を引渡す時は、引取証明書（フロン工程管理票E票）の写しを機器と一緒に渡す。 解体工事の場合には、元請業者から事前確認結果説明書をもらい、3年間保存する。</li> </ul>
廃棄物/ リサイクル業者	【フロン機器類 引取り時】 <ul style="list-style-type: none"> <li>違反行為への直接罰の導入“間接罰→直接罰へ”（例：フロン類が回収済みであることを確認できない機器の引取りには即座に50万円以下の罰金）</li> <li>機器と一緒に引取証明書（フロン工程管理票E票）の写しをもらい、3年間保存する。</li> <li>廃棄物業者自らが第一種フロン類充填回収業者の登録がありフロン類を回収する場合は、管理者からの機器の引取り時に回収依頼書（フロン工程管理票A票）をもらい、引取証明書（フロン工程管理票E票）を記入して管理者に渡す。自身は引取証明書の写し（フロン工程管理票F票）を3年間保存する。</li> </ul>

※リース品で「保守修繕の責務は使用者にある」等の約定がある場合は使用者

環境省のフロン排出抑制法ポータルサイト  
<http://www.env.go.jp/earth/furon/>

### 💬 法改正後の運用における廃棄現場のよくある疑問

- Q** 法律で定められた回収依頼書は、フロン機器の管理者が充填回収業者に機器を引渡す際に交付しなければならないはずだが、フロン工程管理票が持参されないケースがある。どうしたらいいか？
- A** 管理者はフロン工程管理票を交付せずにフロン機器類を引渡したら、30万円以下の罰金の対象です。そのことを管理者に再認識してもらい、交付してもらってください。



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F  
TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>

**Q** 管理者から引取った機器からフロンガスを抜こうとしたら既に全て抜けていた。その場合は引取証明書（フロン工程管理票E票）の記入は不要か？

**A** 充填回収業者はフロンが全て抜けていても「回収量ゼロ」と記載してフロン工程管理票E票（確認証明書）を交付してください。なぜなら、管理者は機器の廃棄時に廃棄物業者にフロン抜きが済んでいることの証明にフロン工程管理票E票の写しを渡す義務があるためです。

**Q** 機器の引取り時にフロン工程管理票を交付されたが、回収量実績が書かれていなかったり、機器類の一部にどうやらフロンが残っていることがある。どうしたらいいか？

**A** 管理者によるフロン工程管理票の記載虚偽や記載漏れは 30万円以下の罰金対象です。故意でなくても「直接罰」なので言い訳が効きません。そのことを管理者に再認識してもらい、引渡し前の徹底した確認を促してください。

**Q** 室外機100台の廃棄において10台ずつ10回に分けてフロンガスの抜き取りを行うこととなった。フロンガス抜き取りを終えたものから順に廃棄物処理業者に引渡したいが、100台分について記載された1枚のフロン工程管理票を、最後の10台を引渡す際に交付すればよいか？

**A** 「フロン工程管理票を廃棄物業者に渡すのは、最後の10台が引渡されるときでも構わないが、その場合は次の対応が必要である。」と環境省はしています。

フロン工程管理票が廃棄物業者に渡されるまでは「引取りは完了していない」ことになる。よって、最後の10台がフロン工程管理票と一緒に搬入されるまでの間、先に搬入された機器が、破碎処理等が行われることなく留め置かれており、不測の事態が起きたときに廃棄等実施者が管理責任のもと、適切な対応をとれる体制の維持が必要。

※補足 廃棄物処理工場の保管スペースの都合で上記の運用が困難なケースでは、当該フロン工程管理票の写しを工場への搬入回数に合わせ必要枚数を作成し、記載の台数のうち、当該搬入時に引き渡されるフロン機器が何台あるのかを付記して、その都度工程管理票の写しを渡す方法（＝その分のみ引取り完了）での運用が可能と思われますが、環境省への問合せをお勧めします。

参考 環境省 フロン排出抑制法Q&A（第6版）

## 違反行為と罰則の例

法改正の内容をよくご存じない機器の排出者もまだ少なくないようです。今年度の改正の特徴は「直接罰」と呼ばれ、行政指導や行政勧告等の改善を促す段階を踏むことなく、違反行為が発覚したら即座に刑事罰の適用となった点です。廃棄物・リサイクル事業者の皆さまにおかれては、自社と顧客の双方の法令順守のために、機器の廃棄者自身が法令違反となるリスクがあることを顧客に伝えて良く理解いただき、適正な運用をお願いすることが重要です。

罰金	対象者	違反行為の例
50万円以下の罰金	管理者	フロンを回収せずに機器廃棄（フロンのみだりな放出）
	廃棄物/リサイクル業者	引取証明書（写し）を受け取らずに機器を引取り（フロン回収の未確認）
	充填回収業者	無登録営業、不正登録、業務命令停止違反
30万円以下の罰金	管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>引取証明書の記載虚偽・記載漏れ</li> <li>廃棄のための引渡し時、引取証明書（写し）の未交付</li> <li>引取証明書（原本）の3年未満の紛失（保存違反）</li> </ul>
	廃棄物/リサイクル業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>引取証明書（写し）の3年未満の紛失（保存違反）</li> </ul>



## ◆ リーテムのサービスのご紹介



### 太陽光パネル リユース・リサイクルサービス

[https://www.re-tem.com/service/service\\_list/solar-panel/](https://www.re-tem.com/service/service_list/solar-panel/)



## 株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F  
TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>